[事案 29-249] 入院・手術給付金支払請求

· 平成 31 年 1 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

入院・手術の原因となった疾病が責任開始期前の発病であることを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金および手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腸捻転を原因として入院し、腹腔鏡下腸切除術を受けたことから、平成27年6月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に支払いを拒否されたが、以下等の理由により、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

- (1)契約から数年前の腸捻転については、便秘で浣腸をしただけである。
- (2)治療により、契約前の腸捻転は完治しており、その後治療を受けたことはなかった。
- (3) 契約時、募集人に、上記の各事実を告知したところ、告知項目ではなく、2 年を経過しているので問題ないと説明を受けた。

<保険会社の主張>

申立人が責任開始期前に腸捻転を発症していた事実は客観的に明らかであり、責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院または手術という約款の給付金支払要件を満たさないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、 和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。